

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5QG210800480		5RMC1A00050 0001					
品名 または 件名							
施設器材の据付等役務 (3) ほかに1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
海田市駐業				海田市駐屯地			
搬入場所				納期または工期			
業務隊補給科 安部2曹 補給班2973				令和7年10月31日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊事務室  
中部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和7年7月24日 (木) 10時00分 第350会計隊入札室 (1号庁舎1階西側)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名： 施設器材の据付等役務（3）ほか1件
- (2) 規格： 仕様書のとおり
- (3) 数量： 1 ST
- (4) 納地： 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (5) 納期： 令和7年10月31日

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」**D等級以上**の資格を有し、かつ、競争参加地域が「**中国**」を含む者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止指者が認めた場合には、この限りでない。

## 3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 契約班窓口において配布します。

令和7年7月4日（金）～令和7年7月23日（水）（土曜日・日曜日を除く09時00分～16時00分）

## 4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項  
役務請負契約条項
- (2) 特約条項  
ア 談合等の不正防止に関する特約条項  
イ 暴力団排除に関する特約条項

## 5 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない。
- (2) 入札  
ア 場所 : **陸上自衛隊海田市駐屯地 入札室（1号庁舎1階）**  
イ 日時 : **令和7年7月24日（木）10時00分から**

## 6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収します。

## 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してください。

## 8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者が提出した入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 民法の規定により無効とされる入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札、また入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 入札書に記載した金額が訂正された入札及び入札書の金額数字が不鮮明な入札
- (7) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- (8) 二人以上の入札者の代理をした者の入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 電報・FAX・電話その他の方法による入札

## 9 契約書の作成

契約金額が100万円以上の場合、請書の提出をお願いします。

契約金額が250万円以上の場合、官側の示す契約条項により契約書を作成します。

契約書記載事項の細部については、落札決定後落札者に説明します。

## 10 落札の決定方式

## 総品目総額

予定価格の範囲内で最低の価格をもって応札をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 11 その他

- (1) 郵便による入札については、令和7年7月23日（水）17時00分必着分までを有効とします。  
なお、事前に郵便入札の申し出を第350会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 入札に参加する者は、令和7年7月22日（火）までに「資格決定通知書（写）」を提出してください。（FAX可）
- (3) 応札する品目の規格については、品目等内訳書の規格欄に定めるもの、または同等以上のもの（他社製品含む）とします。
- (4) 同等品で入札を行おうとする場合には、令和7年7月22日（火）12時までに「同等品承認申請書」を会計隊に提出してください。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市場価格調査表は、令和7年7月22日（火）12時までに提出していただきますようご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。

**(8) 仕様に関する件は 海田市駐屯地業務隊補給科 安部 内線 2973**

- (9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班 担当：森新（もりしん）

TEL082-822-3101（内線：2342）

FAX082-823-4226（直通）

本公告は、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊掲示板及び

陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示しています。

# 入 札 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

¥

(消費税含まない)

(貴社様式の内訳書添付)

住所  
会社名  
代表者

入札年月日	7月24日
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地
納 期	10月31日

一連 番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	施設器材の据付等役務(3)	仕様書のとおり	ST	1		
2	施設器材の据付等役務(4)	仕様書のとおり	ST	1		
3		以下余白				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。



陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
施設器材の据付等役務（3）	GE-Z000003		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和5年12月5日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	海田市駐屯地業務隊 補給科	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地において使用する施設器材の据付等役務（以下，“役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AA及びGLT-CG-Z500002Qによる。

#### 1.2.1

##### 据付

施設器材の設置及び設置に関わる調整並びに機能点検等の総称をいう。

#### 1.2.2

##### 派遣員

官側の施設等において、据付を実施する物をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 据付実施場所・期間

据付実施場所・期間については、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 役務内容

#### 2.2.1 据付機器

据付機器は、官給する整備機器とし、調達要領指定書によって指定する。

## 2.2.2 作業内容等

作業内容は、表1による。

表1－作業内容

添付書類	内 容
事前点検等	設置作業前、据付機器の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。）
設置作業等	据付機器の設置等（取外し・調整含む。）
機能点検	設置作業終了後、据付機器の機能点検（機能試験を含む。）
その他	その他契約に際し、別に指示する事項

## 2.2.3 使用器材等

据付に必要な器材等は、契約の相手方が準備するものとする。

## 2.2.4 部品・副資材

据付に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

## 2.2.5 据付要領など

据付けに関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 機能点検

機能点検は、調達要領指定書によって特に示す場合を除き、当該機器製造会社の取扱説明書にもとづき、作動状況が正常であることを確認し、官側立会いの下に実施するものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1	監督官	契約後速やかに	様式は、社内規格による。
2	点検成績表（耐圧検査の結果）			機能点検終了後速やかに	
3	作業写真			機能点検終了後速やかに	
4	作業記録（役務完了調書）			各日の作業終了後	様式は、図1による。

#### 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 現場の風紀・衛生及び盗難防止について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- d) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同等とする。

#### 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに派遣員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

#### 4.4 その他

その他は、次による。

- a) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地等管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。
- b) 役務で発生したこん包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- c) 契約の相手方は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- d) その他で示す特記事項については、調達要領指定書によって指定する。

#### 4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等の申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

作業記録（役務完了調書）				
実施月日	年	月	日	曜日
監督官	検査官			
契約業者名				
実施場所				
派遣員氏名				
作業内容				
作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は初見

注記1 本表は、派遣員自身が原則として毎日作成する。

注記2 派遣員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を請けるものとする。

注記3 今後参考となる派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。

注記4 用紙サイズは、A4版縦書きとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5RMC1A00050
	調達要求年月日	令和7年7月2日
	作成部課	海田市駐屯地業務隊 補給科
	作成年月日	令和7年7月2日

品名	施設器材の据付等役務 (3)
----	----------------

仕様書番号	GE-Z000003
-------	------------

指定事項：

2.1 据付実施場所・期間

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号 (陸上自衛隊海田市駐屯地)
- b) 据付実施場所については、2号隊舎 (第13通信隊) 4箇所
- c) 期間については、締結日～令和7年10月31日 (内4日間予定)

2.2.1 据付機器 (取外)

表1-据付機器・取外機器 (2号隊舎4F、第13通信隊)  
(通信当直室) 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置 (壁掛 1.5馬力三相200V) 等一式	日立	1組	室内機 RPK-GP40KA 室外機 RAS-GP40RSH3 (J)
取外	冷暖房兼用空気調節装置 (壁掛 1.5馬力三相200V) 等一式	三菱	1組	室内機 RK-RP40KA14 室外機 RK-RP40KA14

設置場所 (高さ×2m、窓側からの横幅×50cm)

冷媒配管被覆銅管 (規格は機器の仕様による) ×10m

ドレン菅 (VP20程度) ×10m

樹脂カバー×10m 【参考としてSD100】

内外渡線 (EM-EEF1.6mm程度) ×10m

アース線 (EM・JE1.6m程度) ×10m

ブロック基礎×2本

※ 既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し (撤去) とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※ 空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

表2-据付機器・取外機器（2号隊舎4F、第13通信隊）  
（人事室）新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.0馬力三相200V）等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP50KA 室外機 RAS-GP50RSH3（J）
取外	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.0馬力三相200V）等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP504AG 室外機 FDCXP504HAG

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×10m

ドレン菅（VP20程度）×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E EF 1.6mm程度）×10m

アース線（EM・JE 1.6m程度）×10m

プラロック基礎×2本

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

表3-据付機器・取外機器（2号隊舎4F、第13通信隊）  
取外⇒人事室 据付⇒作戦室 その1 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.0馬力三相200V）等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP50KA 室外機 RAS-GP50RSH3（J）
取外	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.0馬力三相200V）等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP504AG 室外機 FDCXP504HAG

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×10m

ドレン菅（VP20程度）×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E EF 1.6mm程度）×10m

アース線（EM・JE 1.6m程度）×10m

プラロック基礎×2本

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ

表4-据付機器・取外機器（2号隊舎4F、第13通信隊）  
（作戦室）その2 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP63KA 室外機 RAS-GP63RSH3（J）
取外	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP634AG 室外機 FDCXP634HAG

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×10m

ドレン菅（VP20程度）×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E E F 1.6mm程度）×10m

アース線（EM・J E 1.6m程度）×10m

プラロック基礎×2本

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

#### 4.4 その他（特記事項）

- a) 期間中、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること。
- b) 電気及び水道は、請負者の負担とする。
- c) 配管線等の撤去については、冷媒管・スリムダクト・電気配線も含む。
- d) 機器の撤去の際はガス回収も含む。
- e) 撤去した冷媒管・空調機の有価物については、官側に引継ぐ。
- f) 原則、既設と同様に据え付けるものとする。ただし、既設と設置型式や相種が異なる場合は、適宜必要な処置を図るものとする。
- g) 1次側電源線は既存を利用するものとする。
- h) 2次電源及び貫通孔は、新規に工事する。
- i) 冷媒管は配管接続完了後、高圧ガス保安法、「冷媒保安規則関係例示基準」「冷凍空調設置の施設基準」（高圧ガス協会）等に定めるところにより、窒素ガス炭酸ガス、又は乾燥空気等を用いて気密試験を行う。気密試験後は、全系統の高真空蒸発脱水処理を行うこと。
- J) 電気配線完了後、絶縁抵抗試験及び動作試験を行うこと。
- k) 請負者は現地確認及び採寸等を実施すること。（高所作業車が必要です。）
- n) 撤去した機器については、官側が示した場所に集積すること。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
施設器材の据付等役務（４）		GE-Z000003	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和5年12月5日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	海田市駐屯地業務隊 補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地において使用する施設器材の据付等役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AA及びGLT-CG-Z500002Qによる。

1.2.1

据付

施設器材の設置及び設置に関わる調整並びに機能点検等の総称をいう。

1.2.2

派遣員

官側の施設等において、据付を実施する物をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 据付実施場所・期間

据付実施場所・期間については、調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務内容

2.2.1 据付機器

据付機器は、官給する整備機器とし、調達要領指定書によって指定する。

### 2.2.2 作業内容等

作業内容は、表1による。

表1－作業内容

添付書類	内 容
事前点検等	設置作業前，据付機器の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。）
設置作業等	据付機器の設置等（取外し・調整含む。）
機能点検	設置作業終了後，据付機器の機能点検（機能試験を含む。）
その他	その他契約に際し，別に指示する事項

### 2.2.3 使用器材等

据付に必要な器材等は，契約の相手方が準備するものとする。

### 2.2.4 部品・副資材

据付に必要な部品及び副資材は，契約の相手方が準備するものとする。

### 2.2.5 据付要領など

据付けに関する技術的な諸調整は，契約の相手方の責任において実施するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 機能点検

機能点検は，調達要領指定書によって特に示す場合を除き，当該機器製造会社の取扱説明書にもとづき，作動状況が正常であることを確認し，官側立会いの下に実施するものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1	監督官	契約後速やかに	様式は，社内規格による。
2	点検成績表（耐圧検査の結果）			機能点検終了後速やかに	
3	作業写真			機能点検終了後速やかに	
4	作業記録（役務完了調書）			各日の作業終了後	様式は，図1による。

## 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 現場の風紀・衛生及び盗難防止について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- d) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同等とする。

## 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに派遣員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

## 4.4 その他

その他は、次による。

- a) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地等管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。
- b) 役務で発生したこん包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- c) 契約の相手方は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- d) その他で示す特記事項については、調達要領指定書によって指定する。

## 4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等の申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

作業記録（役務完了調書）				
実施月日	年	月	日	曜日
契約業者名				監督官
実施場所				検査官
派遣員氏名				
作業内容				
作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は初見

注記1 本表は、派遣員自身が原則として毎日作成する。

注記2 派遣員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を請けるものとする。

注記3 今後参考となる派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。

注記4 用紙サイズは、A4版縦書きとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4RMC1A00051
	調達要求年月日	令和7年7月2日
	作成部課	海田市駐屯地業務隊 補給科
	作成年月日	令和7年7月2日

品名	施設器材の据付等役務(4)
----	---------------

仕様書番号	GE-Z000003
-------	------------

指定事項:

2.1 据付実施場所・期間

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号(陸上自衛隊海田市駐屯地)
- b) 据付実施場所については、2号隊舎(第13通信隊)4箇所
- c) 期間については、締結日~令和7年10月31日(内4日間予定)

2.2.1 据付機器(取外)

表1-据付機器・取外機器(2号隊舎4F、第13通信隊)  
(事務室)その1 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置(床置 2.5馬力三相200V)等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP63KA 室外機 RAS-GP63RSH3 (J)
取外	冷暖房兼用空気調節装置(床置 2.5馬力三相200V)等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP634AG 室外機 FDCXP634HAG

設置場所(高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm)

冷媒配管被覆銅管(規格は機器の仕様による)×10m

ドレン管(VP20程度)×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線(EM-EEF1.6mm程度)×10m

アース線(EM・JE1.6m程度)×10m

ブロック基礎×2本

※ 既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し(撤去)とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※ 空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

表2-据付機器・取外機器（2号隊舎4F、第13通信隊）  
（事務室）その2 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP63KA 室外機 RAS-GP63RSH3（J）
取外	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP634AG 室外機 FDCXP634HAG

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×10m

ドレン管（VP20程度）×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E EF1.6mm程度）×10m

アース線（EM・JE1.6m程度）×10m

プラロック基礎×2本

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

表3-据付機器・取外機器（2号隊舎4F、第13通信隊）  
（事務室）その3 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP63KA 室外機 RAS-GP63RSH3（J）
取外	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP634AG 室外機 FDCXP634HAG

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×10m

ドレン管（VP20程度）×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-E EF1.6mm程度）×10m

アース線（EM・JE1.6m程度）×10m

プラロック基礎×2本

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ

表4-据付機器・取外機器（2号隊舎4F、第13通信隊）  
（事務室）その4 新品

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP63KA 室外機 RAS-GP63RSH3（J）
取外	冷暖房兼用空気調節装置（床置 2.5馬力三相200V）等一式	三菱	1組	室内機 FDFVXP634AG 室外機 FDCXP634HAG

設置場所（高さ×50cm、窓側からの横幅×50cm）

冷媒配管被覆銅管（規格は機器の仕様による）×10m

ドレン菅（VP20程度）×10m

樹脂カバー×10m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-EEF1.6mm程度）×10m

アース線（EM・JE1.6m程度）×10m

ブロック基礎×2本

※既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し（撤去）とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

#### 4.4 その他（特記事項）

- a) 期間中、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること。
- b) 電気及び水道は、請負者の負担とする。
- c) 配管線等の撤去については、冷媒管・スリムダクト・電気配線も含む。
- d) 機器の撤去の際はガス回収も含む。
- e) 撤去した冷媒管・空調機の有価物については、官側に引継ぐ。
- f) 原則、既設と同様に据え付けるものとする。ただし、既設と設置型式や相種が異なる場合は、適宜必要な処置を図るものとする。
- g) 1次側電源線は既存を利用するものとする。
- h) 2次電源及び貫通孔は、新規に工事する。
- i) 冷媒管は配管接続完了後、高圧ガス保安法、「冷媒保安規則関係例示基準」「冷凍空調設置の施設基準」（高圧ガス協会）等に定めるところにより、窒素ガス炭酸ガス、又は乾燥空気等を用いて気密試験を行う。気密試験後は、全系統の高真空蒸発脱水処理を行うこと。
- J) 電気配線完了後、絶縁抵抗試験及び動作試験を行うこと。
- k) 請負者は現地確認及び採寸等を実施すること。（高所作業車が必要です。）
- n) 撤去した機器については、官側が示した場所に集積すること。